

改正

平成12年3月23日条例第13号

平成18年9月28日条例第34号

平成26年6月19日条例第20号

日高市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、日高市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項並びに一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項について調査審議すること。
- (2) 日高市環境保全条例（平成9年条例第11号）の規定により意見を求められた事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 企業関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(日高市公害対策委員会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 日高市公害対策委員会条例（昭和42年条例第15号）

(2) 日高市環境衛生対策委員会条例（昭和54年条例第18号）

附 則（平成12年3月23日条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第34号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年6月27日から施行する。

(日高市廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)

- 2 日高市廃棄物減量等推進審議会条例（平成12年条例第8号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第12号）の一部

を次のように改正する。

別表中廃棄物減量等推進審議会の項を削る。